

〒***-****
東京都港区●●●●

〇〇〇(カ)

特定記録

ご不明な点は下記までお尋ねください。

【送付元】

〒***-****

福岡市渡辺通2-1-82

九州電力株式会社

契約関係:〇〇配電事業所 託送業務グループ

技術関係:〇〇配電事業所 技術グループ

TEL **0120-986-000** (〇〇コールセンター)

平日 9:00~17:00

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

<http://www.kyuden.co.jp/>

URL ※上記URLから弊社ホームページにアクセスいただき、お問合せフォームからお問合せください。

〈重要なお知らせ〉

離島における系統接続再開と出力制御機能付PCSへの切替えのご案内について
(低圧太陽光10kW以上の発電設備でお申込みの事業者さま)

平素は、当社の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、離島では、再生可能エネルギーの導入が進んでいることにより、出力制御の対象となるお申込み(※1)については、出力制御システムが整備されるまで、系統接続をお待ちいただいております。

この度、10kW以上の太陽光発電設備については、出力制御システムが整備されたことにより、系統接続を再開させていただきます。

なお、別紙1に記載したお申込については、出力制御(※2)の対象となっており、発電設備の一部変更(設備の一部更新、インターネット環境のご準備等。詳細は※3)が必要となります。

*これらの費用(設備更新費用、インターネット接続に関する費用等)は、ご契約者さまのご負担となります。

つきましては、今後のお手続きについて別紙2のとおりご案内いたしますので太陽光発電設備のご購入先(設置工事者さま)にご相談の上、お手続きを進めていただきますようお願いいたします。

(※1) 各離島における出力制御内容

- ・ 杵岐、種子島、徳之島、沖永良部島、与論島
⇒ 平成26年7月26日以降のお申込みから「指定ルール」の対象
- ・ 対馬
⇒ 平成27年1月26日以降のお申込みから「指定ルール」の対象
- ・ 喜界島、甑島、奄美大島
⇒ 平成27年1月26日以降のお申込みから「新ルール」の対象
* 甑島は、平成28年7月5日以降のお申込みから「指定ルール」の対象

(※2) ~ (※3) については裏面をご覧ください。

【ご注意事項】

- ・ 今回のご案内は、再エネ特措法により定められた国のルールに基づくものであり、当社系統への連系に先立ち、ご契約者さまにお約束いただいている内容です。
- ・ 電力会社との契約内容や再エネ特措法に関するお問合せは、上記の九州電力各事業所へお問合せください。
- ・ お手続きに応じただけでない場合、系統接続を行なうことができませんのでご注意ください。

以上



(※2) 出力制御とは？

- ・電気は、消費と発電が同時に行われるため、これらを常に一致させる必要があります。
- ・消費と発電のバランスが崩れると、電気を安定してお届けすることが困難となります。
- ・離島では太陽光の連系量が急速に増えていることから、離島全体の発電量が消費量を上回らないよう、発電量を制御（出力制御）する仕組みが必要となります。
- ・平成27年1月の再エネ特措法省令の改正により、一定の基準を超えて連系した太陽光発電設備には、電力会社からの出力制御の要請に年間360時間まで無補償又は無制限・無補償で応じていただくルールが定められました。

注) 離島の出力制御の開始時期は、今後の太陽光の導入状況や需給バランスを見極めながら判断することになります（各離島の状況に応じて出力制御を実施）。

(※3) 発電設備の一部変更とは？（補足資料もご確認ください）

- ・出力制御に対応するためには、発電設備の変更が必要です。
（ご契約者さま側での設備設置、費用負担が、法律で義務付けられています）

（必要となる手続きの例）

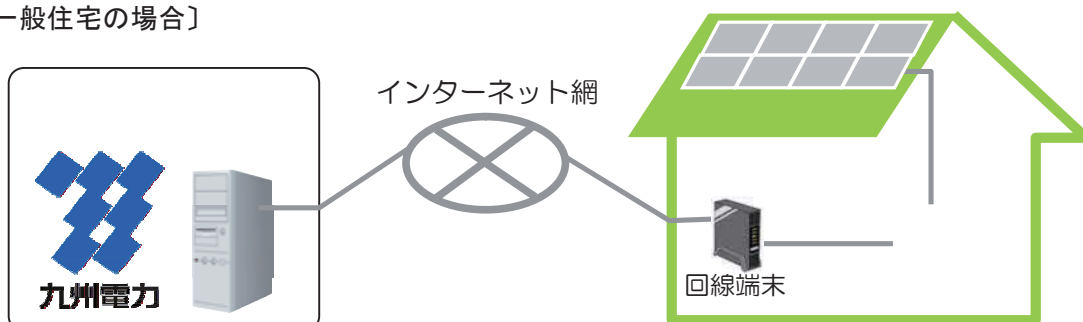
- ・ パワーコンディショナー（PCS）のプログラム更新
 - ・ 発電量を自動でコントロールできるPCSへの取替え
 - ・ 当社の出力制御カレンダー情報を取得するためのインターネット環境構築（PCSのメーカーや機種により、ご用意いただくインターネット通信の方式が異なります）
- ※ どのような手続きが必要かについて、ご購入先へ確認ください。

(注) 基本的にはインターネット環境のもとで出力制御スケジュール情報を取得して頂くこととなります。

山間部等でインターネット環境がない場合、事前に当社が1年間の出力制御を定めた「固定スケジュール」による対応も可能ですが、この場合、売電量が大幅に減少する可能性があります。

また、年に1回、ご契約者さま責任によるPCSへのスケジュール取込み作業（メーカーさま等による作業：有料）が必要となります。

〔一般住宅の場合〕



※ 詳細やご提出資料の様式は、当社HPよりご確認ください。
http://www.kyuden.co.jp/rate_purchase_topics.html